

指定居宅介護支援事業所 各位

大鰯町長 山田 年 伸
(公 印 省 略)

訪問回数の多い居宅サービス計画の届出に係る取扱いの見直しについて

平素より、当町の介護保険事業に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、訪問回数の多い居宅サービス計画の届出に係る取扱いについては、「訪問回数の多い居宅サービス計画の届出の義務化について（平成30年7月27日付け鰯保福第986号）」で示しているところです。

今般、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日付け老企第22号）」の内容が一部改正されたことから、当町の令和3年4月以降の届出について、次のとおり取扱うこととします。

記

1 届出の対象となる計画

平成30年10月1日以降作成または変更し、利用者に交付した居宅サービス計画で、1月当たりの生活援助中心型サービスの回数が、次の基準を超えて位置づけられたものが届出の対象となります。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数は、身体介護に引き続き生活援助を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

2 提出書類

①居宅サービス計画書（第1表から第7表）の写し

※利用者へ交付し、署名があるものを提出してください。

②訪問介護事業所から提供を受けた訪問介護計画書の写し

3 提出期限

計画を利用者に交付した月の翌月末まで

4 提出方法

次の宛先に郵送で提出してください。

〒038-0292 大鰐町大字大鰐字羽黒館 5 - 3
大鰐町役場保健福祉課 介護保険係

5 計画の検証方法

届出のあった計画については、地域ケア個別会議を開催して内容を検証します。その際には、計画を作成したケアマネジャーにも出席していただきます。

6 検証後の取扱い

検証後の有効期間は、原則、届出のあった計画の最初のサービス提供月の初日から起算して1年間とします。

また、一度検証を行った対象者の2回目以降の届出については、2の提出書類に別紙「訪問回数の多い居宅サービス計画に係る経過報告書」を添付することとし、回数が大きく増加している等、特に必要と認められる場合を除き、地域ケア個別会議による検証は省略し、町担当者による検証結果を書面で送付します。

ただし、有効期間中に更新申請または区分変更申請を行い、要介護状態区分が変更となった場合には、変更後の認定有効期間開始日の前日までを有効期間とし、1月当たりの生活援助中心型サービスの回数が、変更後の要介護状態区分の基準を超えて位置づけられたときは、再度町に届出し、地域ケア個別会議で検証します。

7 留意事項

基準を超えた生活援助中心型サービスの利用を計画に位置付ける場合には、その必要性を必ず計画に記載する必要があることから、計画作成の際にはこの点について十分留意してください。

大鰐町保健福祉課 介護保険係
電話：0172-55-6568